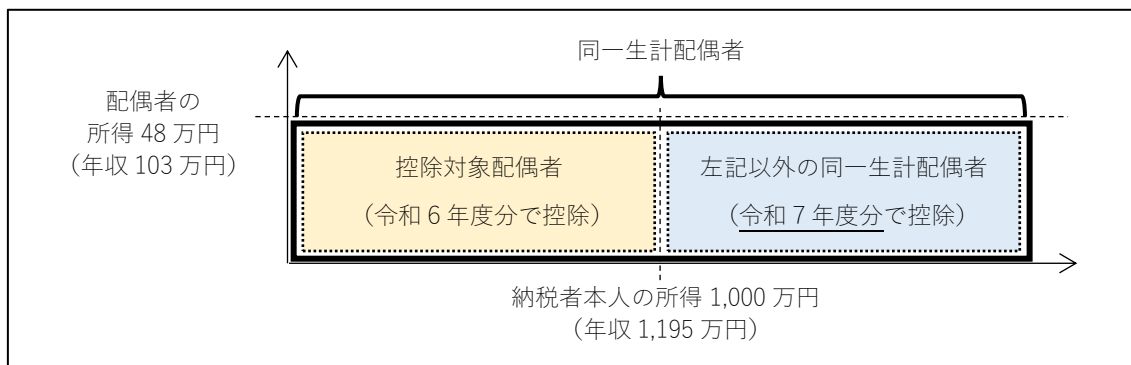


<図表> 住民税からの控除時期（同一生計配偶者と控除対象配偶者の範囲）



(4) 減税方法

- ・所得税は、原則として「確定申告」で所得税額から特別控除の額を控除する。
- ・しかし令和7年3月以降の減税となるため、納税者ができる限り早く減税効果を実感できるよう、令和6年6月以降にそれぞれの方法で減税が実施される。
- ・大綱では、法案の国会提出「前」であっても制度の詳細についてできる限り早急に公表する。とあるため、今後の情報に注意

【ケース1】給与所得者

① 所得税

イ 毎月の給与

- ・令和6年6月以後、最初に支払いを受ける給与等（賞与含む。）につき源泉徴収をされる所得税額から特別控除の額を控除
- ・控除しきれない控除の額は、それ以降の給与等の所得税額から順次控除
- ・扶養親族に異動が生じて特別控除の額が変わるときも途中で変更はせず、「年末調整」で最終的に調整する。
- ・給与支払者は、給与明細に「特別控除の額」を記載

<図表> 所得税の減税方法

源泉徴収税額	R 6.6	R 6.7	R 6.8	R 6.9	R 6.10	R 6.11	R 6.12	R 7.1	R 7.2	R 7.3
源泉徴収税額	20,000	10,000								
控除前	20,000	20,000	20,000	...						
①毎月の給与で一次精算 特別控除の額	20,000	10,000	0							
控除後	0	10,000	20,000	...						

②年末調整で
二次精算

③確定申告で
三次精算

ここで合計所得金額の判定？

(3) 中堅企業向け賃上げ促進税制

従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される従業員数 2,000 人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

<内容>

① 適用期間：令和 6 年度から令和 8 年度まで

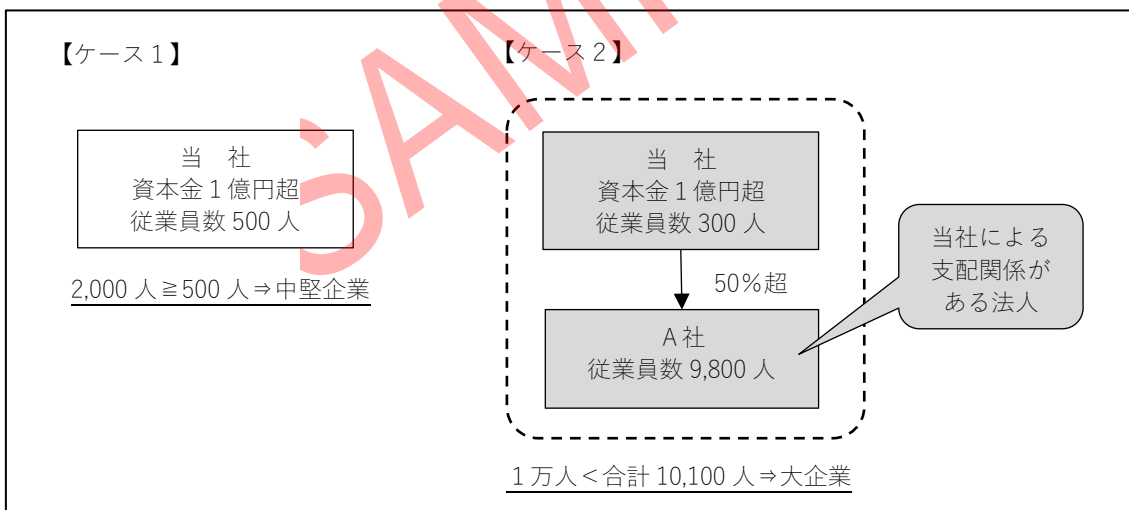
② 対象法人：青色申告書を提出する法人で「中堅企業」

⇒中小企業以外の企業で常時使用する従業員数が 2,000 人以下の企業

法人の区分		現 行	改正案
資本金 1 億円超	従業員数 2,000 人超	大企業	大企業
	従業員数 2,000 人以下		中堅企業【新設】
資本金 1 億円以下	—	中小企業	

③ 対象外：その法人と「その法人との間にその法人による支配関係がある法人」の常時使用する従業員数の合計数が 1 万人超⇒「大企業」に該当

<具体例> 「中堅企業」の判定



<実務上のポイント>

- 産業競争力強化法の改正により、「従業員数 2,000 人以下の企業」 = 「中堅企業」と法律上、定義することに対応したもの
- 合計 1 万人を超えるグループ企業に属している場合は、上記の判定が必要。ただし、大綱では「その法人による支配関係」とあるため、「その法人の子・孫会社」の従業員数を合計して判定すると考えられる。

④ 中堅企業の税額控除率等

要件の内容	現行（従来の大企業）		改正案（中堅企業※3）		控除率差
	トリガー	控除率	トリガー	控除率	
【ベース部分】 継続雇用者給与等支給額 の増加割合	3%以上	15%	3%以上	<u>10%</u>	▲5%
	4%以上	25%	4%以上	25%	±0%
【上乗せA】※1 教育訓練費の増加割合	20%以上	+5%	<u>10%以上</u>	+5%	±0%
【上乗せB】※2 子育て支援・女性活躍	—	—	—	<u>+5%</u>	+5%
最大控除率	—	30%	—	<u>35%</u>	+5%
控除上限	法人税額×20%				—

※1 【上乗せA】「教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上」の要件を追加

※2 【上乗せB】プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定又はえるぼし認定（3段階目）

※3 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の場合、マルチステークホルダー方針の公表が必要

(4) 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業が本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに「繰越税額控除制度」を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しをする。

<内容>

- ① 適用期間：令和6年度から令和8年度まで
- ② 中小企業向けの税額控除率等を次のとおり見直し

要件の内容	現行		改正案		控除率差
	トリガー	控除率	トリガー	控除率	
【ベース部分】 雇用者給与等支給額の 増加割合	1.5%以上	15%	1.5%以上	15%	±0%
	2.5%以上	30%	2.5%以上	30%	±0%
【上乗せA】※1 教育訓練費の増加割合	10%以上	+10%	<u>5%以上</u>	+10%	±0%
【上乗せB】※2 子育て支援・女性活躍	—	—	—	<u>+5%</u>	+5%
最大控除率	—	40%	—	<u>45%</u>	+5%
控除上限	法人税額×20%				—

※1 【上乗せA】「教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上」の要件を追加

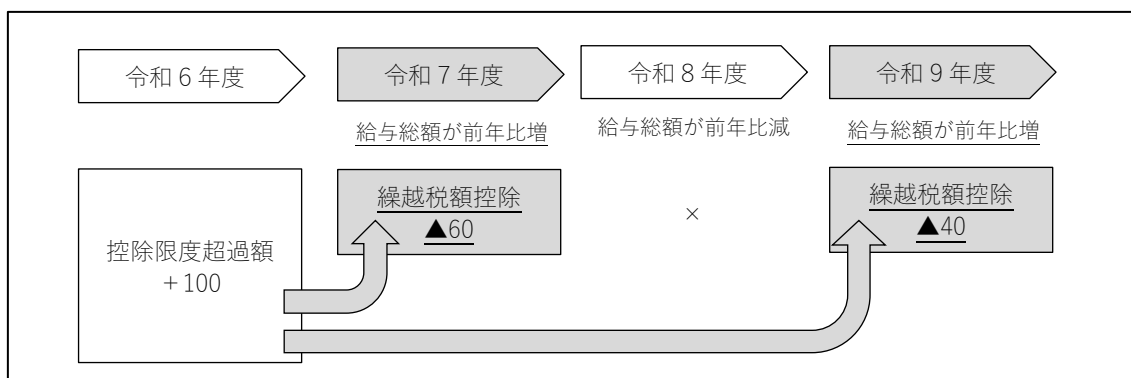
※2 【上乗せB】プラチナくるみん認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定又はえるぼし認定（2・3段階目）

③ 繰越税額控除制度の創設

⇒中小企業に限り、「控除限度超過額」を5年間繰り越せる制度が創設

⇒ただし、持続的な賃上げを実現する観点から、「繰越税額控除をする事業年度」の雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り適用

<図解> 繰越税額控除制度のイメージ



<実務上のポイント>

- 5年間の繰越税額控除ができるようになったため、赤字の場合や控除上限（法人税額×20%）に抵触しても、最大限の控除が取れるように申告をする必要がある。
- 現行では「通常(ベース部分)の税額控除率」で計算して控除上限に抵触すると、「上乗せ措置」を検討する必要もないが、今後は繰越税額控除が可能となるため、可能な範囲で「上乗せ措置」を適用するべき。

(5) 教育訓練費増加の上乗せ措置の緩和（共通）

教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件は、令和4年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進する。

<内容>

- ・教育訓練費の増加割合の要件を次のとおり緩和
- ・ただし、教育訓練費がごくわずかな場合は容易に要件を満たせる場合があるため、「雇用者給与等支給額の0.05%以上」の教育訓練費の額とする要件を追加

	教育訓練費の増加割合		追加要件
	現行	改正案	
大企業	20%以上	10%以上	教育訓練費の額が 雇用者給与等支給額 の0.05%以上
中堅企業	—		
中小企業	10%以上	5%以上	

【ケース1】 中小企業、教育訓練費：当年 105 万円・前年 100 万円、雇用者給与等支給額：1 億円

要件	現行	改正案
教育訓練費の増加割合	× (5%増加<10%)	○ (5%増加≧5%)
雇用者給与等支給額との比較	—	○ (1億円×0.05%=5万円≦105万円)
判定	対象外	対象

※現行の問題点：積極的に教育訓練を行っていても、一定程度増加しなければ適用できない。

【ケース2】 大企業、教育訓練費：当年 40 万円・前年 25 万円、雇用者給与等支給額：10 億円

要件	現行	改正案
教育訓練費の増加割合	○ (60%増加≧20%)	○ (60%増加≧10%)
雇用者給与等支給額との比較	—	× (10億円×0.05%=50万円>40万円)
判定	対象	対象外

※現行の問題点：教育訓練費がごくわずかな場合、少し増加しても適用できる。

(6) 子育て支援・女性活躍の上乗せ措置の創設（共通）

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。

<内容>

・次の「くるみん」又は「えるぼし」の認定を受けた場合には、控除率5%を上乗せする措置を創設

認定制度	くるみん（子育て支援）			えるぼし（女性活躍）			
	プラチナ	くるみん	トライ	プラチナ	3 段階目	2 段階目	1 段階目
区分							
大企業	○	—	—	○	—	—	—
中堅企業	○	—	—	○	○	—	—
中小企業	○	○	—	○	○	○	—

※くるみん：「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証

※えるぼし：女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主として、厚生労働大臣の認定を受けた証

(7) マルチステークホルダー方針の公表の見直し（大企業・中堅企業）

- ・中堅企業向け賃上げ促進税制も「資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上」の場合には公表が必要
- ・「従業員数 2,000 人」で大企業と中堅企業を区分することに伴い、「従業員数 2,000 人超」も追加。これにより、「資本金 1 億円超 10 億円未満の大企業」も対象に
- ・インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化

<図表> マルチステークホルダー方針公表の対象法人

資本金 10 億円以上	中堅企業 (対象外)	中堅企業 (対象)	大企業 (対象)
1 億円超 10 億円未満			大企業 (対象【追加】)
1 億円以下	中小企業 (対象外)		
従業員数 1,000 人未満		1,000 人以上 2,000 人以下	2,000 人超

(8) 外形標準課税との関係

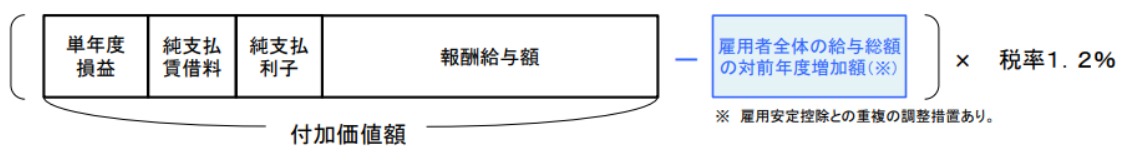
- ① 現行の「控除対象雇用者給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準から控除できる制度を 3 年延長
- ② 令和 7 年度から外形標準課税の「減資への対応」を行うことに伴い、「中小企業者等」向けの控除制度を追加

対象者	主な要件	対象年度	
		現行	改正案
① 法人	継続雇用者の給与総額が 対前年度増加率 3%以上	令和 4 年度 ～令和 5 年度	令和 6 年度 ～令和 8 年度
② 中小企業者等【追加】	雇用者の給与総額が 対前年度増加率 1.5%以上	—	令和 7 年度 ～令和 8 年度

※雇用安定控除との調整措置あり

<図表> ※総務省「第 7 回 地方法人課税に関する検討会」資料

<法人事業税付加価値割の算定(イメージ)>



【まとめ】産業競争力強化法関連税制

- ・令和6年度改正では、「産業競争力強化法の改正」を前提とした改正項目が複数あるが、整理すると次のとおり。

(1) 「事業適応計画」の認定

税制措置	改正内容	認定を受ける期限
戦略分野国内生産促進税制	創設	～令和9年3月31日
カーボンニュートラル(CN)投資促進税制	2年延長	～令和8年3月31日
デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制	—	～令和7年3月31日

(2) 「事業再編計画」の認定

税制措置	改正内容	認定を受ける期限
認定株式分配に係る課税の特例 (パーシャルスピノフ税制)	4年延長	～令和10年3月31日
登録免許税の税率の軽減措置	3年延長	～令和9年3月31日

(3) 「特別事業再編計画(仮称)」の認定

- ・地域の中核となり、成長を目指す「中堅・中小企業」が、M&Aにより中小企業を子会社化し、グループ一体での成長を遂げていくのを後押しするため、新設

税制措置	改正内容	認定を受ける期限
中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充 (中小・中堅グループ化税制)	複数回のM&Aへの積立て率等を拡充	～令和9年3月31日
外形標準課税の対象拡大 (100%子法人への対応の除外措置)	既存の100%子法人等も含め、5年間対象外	
登録免許税の税率の軽減措置 ※上記(2)の軽減措置よりさらに優遇	創設	

(4) その他

税制措置	改正内容
地域未来投資促進税制の拡充	産業競争力強化法で「特定中堅企業者(仮称)」を規定し、機械装置等の税額控除率を6%に引上げ
イノベーションボックス税制	創設(企業が主に「国内で」、「自ら」開発した知財かどうかを産業競争力強化法で新設する規定で確認)
特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社設立登記の登録免許税の税率の軽減措置	3年延長(合名会社・合資会社を除外)

(2) 100%子法人等への対応

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円超のものを外形標準課税の対象とする。

<内容>

- ① 特定法人の100%子法人等のうち、その事業年度末日の資本金が1億円以下で、「資本金と資本剰余金の合計額」が「2億円超」の法人は、外形標準課税の対象に

特定法人	資本金と資本剰余金の合計額が「50億円超」の法人（非課税又は所得割のみで課税される法人等を除く。）又は相互会社・外国相互会社
100%子法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定法人との間にその特定法人による完全支配関係がある法人 ・ 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人

※親会社の「50億円超」⇒「法人住民税の均等割の区分（資本金等の額50億円超）」などを参考にしたものと考えられる。

※子会社の「2億円超」⇒類似する基準はないが、一般的な子法人の事務負担に配慮して線を引いたものと考えられる。例えば資本金1億円の法人(外形対象外)の場合、資本準備金にも1億円(会社法上、払込金額の1/2まで可能)を計上すると「合計2億円」だが、今回の対象から除かれる。

<具体例> 「100%子法人等」の判定①

